

2017 年 5 月 18 日 (木)

18:30～20:30

於：地方財務協会

地方財務協会
地方行政研究会

東京大学
金井利之

フクシマ被災地の避難指示

はじめに

(1) 視角

福島第一原子力発電所の苛酷事故 (INES レベル 7) の把握方法

公害 長期的 (晩発的) ・広域的 ・疫学的 (低確率的) な被害

原因者の存在 = 人災

災害 短期的 (急性的) ・狭域的 ・確率的 (高確率的 / 絶対的) な被害

原因者の不在 = 天災 但し、災害を防ぐ行政責任があるという意味では人災

戦争 短 = 長期的 ・広域的 ・確率的な被害、戦争も災害の一種と言える

隠されたスキーマ = 「戦災」 「国難」 「(緊急) 事態」 「布告 / 宣言」 「疎開」

原因者は敵国 ・テロリスト ・戦勝国などであるが、責任追及は困難、天災的

(2) 公害

① 予防原則

公害であるならば、その原因が判明すれば環境規制をする 例) 排出規制

しかし、事故に伴う公害は環境規制では効果がない

→ 安全対策が基本であるが、安全対策に効果がなかったから事故が生じた

→ 事故発生後に被害を防ぐ安全 (防護) 対策

→ 被害予防のための長期広域住民避難 = 警戒区域 ・避難指示区域

福島県全体の避難者 = 14.6 万人

避難指示区域 (11 市町村) からの避難者 = 8.1 万人

内訳：帰還困難区域 2.5 万人、居住制限区域 2.3 万人、解除準備区域 3.3 万人

旧緊急時避難準備区域 2.1 万人

その他 4.4 万人

② 籠城シナリオ

別のシナリオ (「籠城シナリオ」) の可能性

低確率的 = 数的には大半の住民生活には実は被害が生じないということ

vs 長期広域避難による災害関連被害は短期間に確実 (高確率) 的に発生する

利益衡量から「現場退避 / 待機」しておいて、当面の生活をそのまま維持する

(但し、無為無策の「放置」「棄民」と言われる危険性もある)
将来に被害が出ても「科学」的知見を動員して黙殺する 例) 因果関係は不明
被害を否定できなくなってから賠償・補償・事後対策をすれば済む(政治的得点にも)

③帰還加速シナリオ

いわゆる「第1の道」＝「帰還加速シナリオ」

国・県・市町村の政策基調は帰還政策＝福島復興再生特別措置法

例) 福島避難解除等区域生活環境整備事業(2012年度予算～)

公共用施設や住民生活必需品・役務提供施設の機能回復

例) 避難区域冬期間・再生加速事業(2012年度補正予算～)

復興・再生の加速のため、被災12市町村を対象

避難解除区域の住民帰還促進の取組 例) 医療体制拡充、WBC内部被曝検査

ただちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全、住民の一時帰宅支援

避難者を速やかに帰還させることで、できるだけ「籠城シナリオ」に近づける

(3)災害・戦災

戦後日本の「平和国家」＝「公害受認」体質では、国民は「丸腰」で確率的被害を諦観
為政者が体を張って、個々の国民を保障・保護するという発想はない

(国民の側も為政者に期待せず、為政者は国民を盾に自己保身を図るだけと諦観)

その意味で、「常在戦場」という「平和主義」(＝坂本義和的) vs 高坂正堯との差異

公害と位置づけなかった理由は？

- ・原子力被害を公害ではなく災害の一種と位置づける法的スキーマの存在
- ・東日本大震災という自然災害と一体不可分で発生した
- ・人災にしたくない？ vs 原賠法の適用除外にはしなかった

但し、結局は、原子力事業者？電気料負担者？国民？の誰？

- ・1990年代から見られる「戦争主義」への体質転換

「事態」において、国民保護・保障を目的に、為政者が活動

住民はそれに従うという「従民」

vs 住民自体が「多数難民(multitude)」となって、為政者の意向とは別に移動

「自主避難」は、このタイプの為政者からは評判が悪い

1. 経過

(1)第1期

2011年3月11日、東日本大震災＝東京電力福島第一原子力発電所事故の発生

同年3月12日、半径20kmを避難指示区域

(2)第2期

2011年4月22日

半径20kmの警戒区域(原則立入禁止)

半径 20 k m 以遠に計画的避難区域(1 年間累積線量が 20mSv に達する
おそれのある地域

同年 8 月 4 日、原子力安全委員会は年間 20mSv 以下を解除要件と示す

同年 12 月 16 日、事故収束宣言(冷温停止など)＝「ステップ 2 の完了」

同年 12 月 26 日、警戒区域・避難指示区域(計画的避難区域)の見直しの検討開始

→県・市町村と協議を開始し、2012 年 3 月末を目途に新たな区域設定を目指す

①避難指示解除準備区域②居住制限区域③帰還困難区域の 3 区分案

(3)第 3 期

2012 年 4 月以降、避難指示区域の 3 区分への再編

＊具体的な市町村ごとの 3 区域再編の施行はバラバラの時期である

2012 年 11 月 28 日、避難指示解除準備区域等における年末年始「特例宿泊」の方針表明

＊以後、「特例宿泊」として季節の節目ごとに実施

2013 年 7 月 26 日、「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」の方針表明

2013 年 12 月 20 日、原子力災害対策本部・閣議決定「原子力災害からの福島復興の加速
に向けて」

2015 年 6 月、原子力災害対策本部・閣議決定「原子力災害からの福島復興の加速に向け
て改訂版」

(4)第 4 期

2016 年 4 月～ 避難指示区域のうち、解除準備区域・居住制限区域の避難指示解除

最新の解除区域は、2017 年 4 月 1 日 富岡町

帰還困難区域(＝避難指示区域、原災法)と避難解除区域(福島復興再生特別措置法)
との 2 区分制へ

2016 年 8 月 31 日、原子力災害対策本部・復興推進会議「帰還困難区域の取扱いに関する
考え方」

2. 法制構造

(1)原子力災害対策特別措置法(原災法)の制定

一般に、災害法制は災害の発生に直面して、事後的教訓的に逐次整備・改正される

伊勢湾台風→災害対策基本法→阪神淡路大震災→東日本大震災

原子力事故は災害の一種として、災害対策基本法・防災計画の一種に位置づけ

原災法は、JCO 臨界事故を契機として、災害対策基本法の特別法として制定

JCO 事故(1999 年 9 月 30 日)の特徴

確定的：急性大量被曝による確実な死者の発生

短期的：結果としては、臨界状態自体は短期間で収束

狭域的：放射線の敷地外放出は空間的にはフクシマ・チェルノブイリと比して限定

原子力事故は災害的に捉えるというスキーマを再生産

(2) 編制

	災害対策基本法	原子力災害対策特別措置法
総則	第 1 章	第 1 章
組織	第 2 章 防災に関する組織	第 3 章後半 原子力災害対策本部の設置等
事前計画	第 3 章 防災計画	(第 1 章の 2 原子力災害対策指針) 第 2 章の一部 原子力事業者防災業務計画・ 防災訓練に関する国の計画
事前	第 4 章 災害予防	第 2 章 原子力災害の予防に関する原子力 事業者の義務等
事中	第 5 章 災害応急対策	第 4 章 緊急事態応急対策等の実施
事後	第 6 章 災害復旧	第 5 章 原子力災害事後対策
	(第 7 章 被災者擁護)	
資金	第 8 章 財政金融措置	
緊急事態	第 9 章 災害緊急事態	第 3 章前半 原子力緊急事態宣言の発出
雑則	第 10 章	第 6 章
罰則	第 11 章	第 7 章
附則	附則	附則

基本構造は、事前→事中→事後、という時間経過を想定

事中フェーズが比較的短期に終了して、事後(復旧・復興)に移行することを想定

災害というスキーマ

緊急事態(=準戦時)モードが埋め込まれている

原災法は、災対法の「災害緊急事態」の部分肥大化した特別法ともいえる

原子力緊急事態宣言という「布告」を発出・公示して、初めて原子力災害対策本部と
いう組織が置かれる

上記時間フェーズの想定は、事中=緊急事態宣言の発令期間、となるはずだが、災
害緊急事態の肥大化が原災法の基本的な性向

(3) 読替え

原災法は災対法の特別法であるから、コピペ(読替)の箇所も多い(素人には読みにくい)

原災法「雑則」のなかの第 28 条

① 第 1 項読替

- ・ 長期的確率的被害

災害→原子力災害、ときに、原子力災害が生じる蓋然性を含む

予想される災害→同上

被害→被害(被害が生じる蓋然性を含む)

- ・ 人災性

その他の関係者→原子力事業者並びにその他の関係者

・時間経過フェーズ

防災基本計画→防災基本計画及び原子力災害対策指針

防災業務計画→原子力災害対策指針又は防災業務計画

災害予防→原子力災害予防対策

災害に関する予報または警報の発令及び伝達→原子力緊急事態宣言その他の原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)に関する情報の伝達

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合→原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間

法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警察の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報を発したとき

→原災法第15条③または第20条②の規定による指示を受けたとき

(当該予報若しくは警報→当該指示)

災害応急対策→緊急事態応急対策

立退き→立退き又は屋内への退避

災害復旧事業→原子力災害事後対策

②第2項・第3項読替

第2項：原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間

第3項：原子力緊急事態宣言があった時以後

・災害が発生した場合／災害は発生するおそれがあるとき

→原子力緊急事態宣言があったとき

・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合

→原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間

・災害→原子力災害

・災害応急対策→緊急事態応急対策

・立退き→立ち退き又は屋内への退避

・災害派遣を命ぜられた部隊等→原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等

③特徴

基本単語を原災法と災対法で置換(読替)することで対処できるコピペ法

被害の将来発生の蓋然性と原子力事業者の存在は、公害的側面を内包

最大の特徴は、「原子力緊急事態宣言」「原子力緊急事態解除宣言」の存在

災害発生、まさに発生しようとしている、災害発生のおそれ、予報、警報などが、全て、「原子力緊急事態宣言」として集約＝国に集権化

本来は、危険察知をするのは自治体が行ってもよいし、宣言が発出されなければ、災対法に基づいて自治体は行動できる

宣言による集権→自治体へは国からの「指示」が優越する仕組み

原子力緊急事態宣言を発出している(解除しない)限り、国は全権を掌握

3. 避難指示制度の運用

(1) 避難指示区域という政策手段

① 概説

国(原子力災害対策本部長＝首相)が、避難指示区域を設定し、その旨を市町村長に指示
2011 年 12 月 26 日に原子力対策本部が決定した「基本的考え方」に基づく
対象となる市町村や住民と協議
同本部で、新たな区域の設定及び施行日が、審議・決定・指示

【参考】

原災法第 20 条②

原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域及び原子力災害事後対策実施区域における緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対し、必要な指示をすることができる。

災対法第 60 条①（市町村長の避難の指示等）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

災対法第 60 条③

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。

災対法第 60 条⑤

市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

災対法第 63 条①（市町村長の警戒区域設定権等）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

（災対法には、警戒区域解除の明示的な規定はない？本条設定権に含まれる？）

【参考終わり】

②権力集中性

警戒区域を設定し、住民に対して避難指示を出すのは、市町村長の権限(災対法)にもかかわらず、「原子力緊急事態宣言」が出されると、国に無限の指示権を付与

原災法第 20 条②指示は「法的義務」を課すのか？

法的には市町村長には従う義務がある、助言・勧告とは異なる？

市町村長の避難指示権は自治事務なので代執行はできない？

災害対策基本法に法定受託事務はない(国民保護法は全て法定受託事務)

仮に、法定受託事務であったとしても、代執行訴訟をする時間的余裕はない

形式的には、市町村長は係争処理による審査申出ができるが、時間的余裕はない
いずれも、緊急時には「法的義務」は無意味

＝原災法第 20 条②指示は、真の急迫時には、市町村長の自主的判断次第

実質的には「勧告」

災対法第 28 条②指示・第 28 条の 6 ②指示

非常災害対策本部長(国務大臣)・緊急災害対策本部長(首相)に市町村長への指示権限

「指示」とは？ 1995 年 11 月 10 日参議院災害対策特別委員会政府国会答弁

一方的な意思表示による調整の手法、第 1 項の「調整」より強力かつ迅速な手法
指揮監督とは異なる

指揮監督は上級機関から下級機関に対して、法的拘束力を持って行われる

指示は上下関係にない機関相互間の横断的調整手法

「法的拘束力を有するものではなく、相手方の自発的な遵守を期待する」

但し、災害時には機関一体となった応急対策の実施の必要性は認識されているだろうから、「事実上の遵守義務」を伴うだろう

地方自治法第 245 条第 1 号へ＋第 245 条の 3 ⑥指示との関係

自治事務の場合には、指示に従わなければならないこととすることのないようにしなければならない

(※大変にわかりにくい、指示には従わなくてよい？自治体は国からの指示には従わなくてはいけませんが、そのような状態を避ける義務が国にはある？)

ともあれ、国民の生命、身体又は財産の保護のため緊急に自治事務の的確な処理を確保する必要がある場合等特に必要と認められる場合は除かれており、災対法指示は、この適用除外であるとするならば、災対法指示に従う義務があるようにも読める

しかし、災対法は地方自治法の特別法であるから、災対法で「法的拘束力を有しない」としているのだから、そちらが優先する？

原災法は災対法の特別法であるから、また異なる解釈なのかもしれない？

参)防災行政研究会『逐条解説 災害対策基本法[第 3 次改訂版]』ぎょうせい、2016 年

【参考】

災対法第 28 条（非常災害対策本部長の権限）

- ① 非常災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該非常災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。
- ② 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

災対法第 28 条の 6（緊急災害対策本部長の権限）

- ② 緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

（関与の基本原則）

地方自治法第 245 の 3 ⑥ 国は、国民の生命、身体又は財産の保護のため緊急に自治事務の的確な処理を確保する必要がある場合等特に必要と認められる場合を除き、自治事務の処理に関し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第二百四十五条第一号へに規定する行為に従わなければならないこととするものがないようにしなければならない

【参考終わり】

もつとも、真に緊急なときには、原災法第 15 条③指示のはず

そうすると、原災法第 20 条②指示は、真の急迫緊急時ではなく時間的余裕が内在しているのかもしれない

↓

時間的余裕が発生すると、法的強制力があれば、それを履行確保することが可能になる
原災法第 20 条②指示は、時間的余裕がある状態まで継続されると、無限的集権効果
「原子力緊急事態」はどの程度継続するのか？

- 1) 単純なイメージでは、臨界状態・放射性物質放出など「緊急事態」が収束すれば解除されるべき？

→現実には、今日に至るまで、「原子力緊急事態」は解除されていない

- 2) 仮に「原子力緊急事態解除宣言」が出されても、「原子力災害事後対策実施区域」が漏れなく着いてくるから、原災法第 20 条②指示は継続できる

- 3) そもそも、「原子力災害事後対策実施区域」をどのように解除するのかは不明

「原子力緊急事態解除宣言」の公示を撤回する？
どのような条件を充たすと「事後対策実施区域」が終了するのか要件が不明
＝国への全面的な白紙授権

【参考】

原災法第 15 条（原子力緊急事態宣言等）

① 原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

一 第十条第一項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合

二 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合

② 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。

一 緊急事態応急対策を実施すべき区域

二 原子力緊急事態の概要

三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項

③ 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第一号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十条第一項及び第六項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

④ 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、原子力緊急事態の解除を行う旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）をするものとする。

一 原子力災害事後対策を実施すべき区域

二 前号に掲げるもののほか、同号に掲げる区域内の居住者等に対し周知させるべき事項

③時間無限定性

原災法第 15 条③指示は、真の意味での急迫時においては、緊急事態宣言の発令に伴う緊急対処的なものとして、必要な場合もある

しかし、原災法第 20 条②指示は、緊急事態宣言の継続が長期化すれば、本当の意味で急迫時／緊急時とは言えない場合もあり、そのときには過剰かもしれない

ましてや、緊急事態解除宣言がなされても、原災法第 20 条 2 指示は可能

→原災法第 20 条②指示は、強度の自治権侵害

災対法第 28 条②指示・第 28 条の 6 ②指示

上記の通り、政府答弁では法的拘束力はないとされている

非常災害対策本部／緊急災害対策本部／災害緊急事態における緊急災害対策本部の設置(災対法第 24 条／第 28 条の 2／第 107 条)の設置基準は具体的には存在しない

＝国の裁量で設置は可能

＝その場合には、第 28 条②指示・第 28 条の 6 指示を自治体は受けることになる

【参考】

災対法

第 24 条（非常災害対策本部の設置）

① 非常災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第 40 第 2 項 の規定にかかわらず、臨時に内閣府に非常災害対策本部を設置することができる。

② 内閣総理大臣は、非常災害対策本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨を、直ちに、告示しなければならない。

第 28 条の 2（緊急災害対策本部の設置）

① 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第 40 条第 2 項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に緊急災害対策本部を設置することができる。

② 第 24 条第 2 項の規定は、緊急災害対策本部について準用する。

③ 第 1 項の規定により緊急災害対策本部が設置された場合において、当該災害に係る非常災害対策本部が既に設置されているときは、当該非常災害対策本部は廃止されるものとし、緊急災害対策本部が当該非常災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。

第 107 条（災害緊急事態における緊急災害対策本部の設置）

内閣総理大臣は、第 105 条の規定による災害緊急事態の布告があつたときは、当該災害に係る緊急災害対策本部が既に設置されている場合を除き、第 28 条の 2 の規定により、緊急災害対策本部を設置するものとする。

【参考おわり】

災対法・原災法とともに、時間経過とともに、事前→事中→事後というイメージが内在
解除宣言がされると原子力災害事後対策区域となるため、原災法に基づき、市町村長に原災法第 27 条の 2 避難指示権限・原災法第 27 条の 6 警戒区域設定権限が明示的に登場する

もともと、原災法の授權がなくとも、市町村長には災対法に基づき、もともと、避難指示権限・警戒区域設定権限は存在するので、無意味な規定？

災対法第 60 条避難指示・第 63 条警戒区域との差異は、原災法第 27 条①第一号調査(放射性物質・放射線調査)による核汚染要件が課されることがくらいか？

＝反対解釈すれば、災対法第 60 条・第 63 条では、核汚染調査や核汚染実証は不要（もともと、核汚染なくして避難指示・警戒区域設定は可能なのか？）

いずれにせよ、緊急事態が解除されても、国の原災法第 20 条②指示は可能
事後対策区域がいつ解除されるのかも明らかではないので、半永久的に国は原災法第 20 条②指示を出すこともできる

【参考】

原災法「第五章 原子力災害事後対策」＝原子力緊急事態解除宣言がなされた事後ステージ（原子力災害事後対策及びその実施責任）

第 27 条① 原子力災害事後対策は、次の事項について行うものとする。

一 原子力災害事後対策実施区域における放射性物質の濃度若しくは密度又は放射線量に関する調査

二 居住者等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施その他医療に関する措置

三 放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振を防止するための、原子力災害事後対策実施区域における放射性物質の発散の状況に関する広報

四 前三号に掲げるもののほか、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るための措置に関する事項

第 27 条の 2（市町村長の避難の指示等）

① 前条第 1 項第一号に掲げる調査により、当該調査を実施した原子力災害事後対策実施区域において放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合において、当該汚染による原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、人の生命又は身体を当該原子力災害から保護し、その他当該原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、当該原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き又は屋内への退避を勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退き又は屋内への退避を指示することができる。

⑤ 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

第 27 条の 6 ① 第 27 条第 1 項第一号に掲げる調査により、当該調査を実施した原子力災害事後対策実施区域において放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合において、当該汚染による原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、人の生命又

は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、当該原子力災害事後対策実施区域内に警戒区域を設定し、原子力災害事後対策に従事する者以外の者に対して当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずることができる。

【参考終わり】

④補完性と無責任性

緊急時に一時的に、市町村長・都道府県知事が機能できない場合には、国が権限を持つこともやむを得ないかもしれない(補完性原則)?

それならば並行権限または代行権限にすべきか?

参)知事による市町村長避難指示権限に対する代行権限(災対法第 60 条⑥)

参)警察官・海上保安官による市町村長避難指示権限に対する代行権限(災対法第 61 条)

参)知事による市町村長警戒区域設定権限に対する代行権限(災対法第 73 条)

参)警察官・海上保安官／部隊派遣自衛官による市町村長警戒区域設定権限に対する代行権限(災対法第 63 条②／③)

住民に対して避難指示を出すように、国が市町村長に指示を出すという「二重の指示」
市町村長が機能していることが前提＝時間的態勢的に余裕があるということ

無責任体制

住民から問責・追及されたときに、国・市町村はともに責任回避できる

国「市町村長に指示を出しただけ、文句があれば市町村長に言え」

市町村「国から指示を受けただけ、国には逆らえない、文句があれば国に言え」

日本における緊急事態対策は、結局、無責任体制になる危険

権限がなければ権限に逃避して、無作為について責任回避

権限が付与されれば、権限・権力を盾に放縦、いかなる作為も責任回避

→ありとあらゆる決定が、自由裁量のもとで可能になる

例) 災対法第 60 条避難指示は、必要がなくなったらその旨を公示(＝解除)しなければならないが、「必要」とは明確ではない

(2)避難指示区域と活動制限

①概況

災対法では、避難指示(第 60 条)と警戒区域(第 63 条)とには差異がある

1) 避難指示は対人的に捉えて、指示を受ける者の保護を目的としている

警戒区域は地域的に捉えて、立入制限・禁止・退去命令により、その地域の居住者などの保護を図ろうとする

消防法・水防法の警戒区域は、居住者保護ではなく、消防・水防活動の確保が目的

2) 警戒区域は災害がより急迫しているとき

3) 避難指示に罰則はないが、警戒区域は罰則がある(災対法第 116 条第 2 号)

＝ということは、実は住民等は避難指示に従わなくても、何の制裁もない

避難指示解除がなされなくても、住民は帰還が可能である？ サマシオール？
参)防災行政研究会『逐条解説 災害対策基本法[第3次改訂版]』ぎょうせい、2016年、
398-399頁

避難指示は行政行為か？行政立法か？

避難指示も、対人的ではなく地域的に捉えられ、「避難指示区域」として運用
もつとも、「避難指示」をどのように行うべきかは、法制上の要件はなく自由裁量？

どのような要件で設定し、または、解除するか？

地域的に設定・解除するか、対人的に設定・解除するか？

警戒区域においてどのような処分を行うかは自由裁量と考えられている

参)防災行政研究会『逐条解説 災害対策基本法[第3次改訂版]』ぎょうせい、2016年、
398-399頁

果たして、「避難指示区域」という概念が本来は存在しないなかで、「避難指示区域」を
設定して、あたかも警戒区域と同質のように制限し続けられるのか

②区域再編

第1期(2011年3月11日～)

第2期(2011年4月22日～)

警戒区域・計画的避難区域の2区域制(その外に、緊急時避難準備区域)

避難指示は出されている

警戒区域は罰則付き立入規制、一時立入とこれに伴う住居片付け・修繕は可能

第3期(2012年4月～順次施行、いわゆる中心的な意味での「区域再編」)

川内村・田村市＝2012年4月1日施行

南相馬市＝2012年4月14日

飯舘村＝2012年7月17日

楢葉町＝2012年8月10日

大熊町＝2012年12月10日

葛尾村＝2013年3月22日

富岡町＝2013年3月25日 ←3月7日付指示・公示

浪江町＝2013年4月1日

双葉町＝2013年5月28日

川俣村＝2013年8月8日施行で完了

区域再編の方針発表から施行完了まで1年7ヶ月が係った

原子力災害対策本部(2013年8月7日)安倍首相発言趣旨

「避難指示区域の見直しが全て完了、福島再生は住民帰還に向けた新たなスター
トラインに立った、国が前面に立って福島再生を実現」

警戒区域は解除

帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域に再編

避難指示は継続

区域に応じて立入規制は緩和、住居片付け・修繕や区域に応じて企業活動も可能

第4期(地域ごとに異なる時期)

避難指示の解除＝居住可能という意味

全体として「原子力緊急事態宣言」に基づく「緊急事態応急対策区域」である

そのなかで、国が、裁量的に区域区分し、活動制限が課している

＊「都市計画区域」と「線引き」「用途地域・地区」の関係のようなもの

しかし、メニューは一切法定されず、「第20条②指示」によって、いわば計画決定区域再編によって、居住制限区域・避難指示準備解除区域は、居住・自宅宿泊以外は基本的に可能になる(帰還困難区域は基本的に全て不可)

③区域設定の要件

2011年12月26日原子力災害対策本部決定「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」による

基準 空間線量率による被曝

帰還困難区域(50mSv/年超、9.5μSv/時超)

居住制限区域(両者の中間)

避難指示解除準備区域(20mSv/年以下、3.8μSv/時以下)

データ 第4次航空機モニタリングを2012年3月31日時点に補正した線量データ

単位 大字・小字・行政区単位

複数の線量基準のある地域は、市町村と協議、大字等の大半を占める区域(一部に高い線量基準になる場合には除染などで基準値以下を目指す)

解説 原災法指示権限を背景に、国が一方的権力的に要件・基準を設定

その上で、国が市町村と「協議」をするというのは、一体いかなる意味か？

疑問 同意を要する協議か？単なる協議を行ったというアリバイか？

指示権限を背景にした協議では、仮に市町村側に拒否権があったとして拒否しても、指示で強制されるだけ？

それとも国は自ら定めた基準(十分な協議)に自己拘束される？

市町村は内容を協議することはできるのか、単に時間を掛けて納得させるだけか再編されなければ困るのは市町村・住民側？

一概一様に再編・解除を住民が望むとは限らない 例) 帰還困難区域での安堵

④特例宿泊

市町村からの強い要望

短期間の宿泊であれば、

被曝リスクは極めて低い

最低限必要なインフラ(上下水道など)が整っている地域もある

防犯・防火等に最低限の必要な体制が確保できる

第1回(2012年12月29日～2013年1月3日) 年末年始

第2回(2013年4月27日～5月6日) GW

第3回(2013年8月10日～18日) お盆

.....

⑤準備宿泊

2013年7月26日、原子力災害現地対策本部原子力災害生活支援チーム「「ふるさとへの帰還に向けた準備のための福泊」について」

趣旨：避難指示が解除された場合に円滑に生活を再開できるようにするための宿泊

自宅清掃・修繕、農地管理、店舗・事業所の本格実施に向けた準備、など

対象区域：原則として避難指示解除順義区域で、(1)(2)の双方の要件を充たす

(1)原子力災害対策現地本部長及び市町村長が、①～③の項目から総合的判断

①電気・ガス・上下水道・主要交通網・通信など必要インフラが概ね復旧

②医療・介護・郵便など生活関連サービスが概ね復旧していること

③子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗

(2)避難指示解除に係る市町村一住民間の協議が開始されている

期間：現地対策本部長と市町村長が協議して定める

宿泊可能者：対象区域の住居を有する住民、当該世帯代表者が適当と認める者

農地管理や店舗・事業所の本格実施の準備作業を行う者

その他準ずる者(現地対策本部長と市町村長の協議により適当と認める者)

事業：飲食業・小売業・宿泊業・観光業も現地対策本部長と市町村長の協議で可とする

2013年8月1日～ 田村市都路第8・9行政区で実施

(3)避難指示解除

①解除基準

2011年12月26日原子力災害対策本部決定「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」による
→現在は、2015年6月12日原子力災害対策本部決定「「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂」による

(1)被曝要件：年間積算線量20ミリシーベルト以下になることが確実であることが確認された地域＝避難指示解除準備区域、ということ

(2)社会要件：①日常生活に必須なインフラが概ね復旧

②生活関連サービスが概ね復旧

③子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗

(3)手続要件：県・市町村・住民との十分な協議

- (4) 補足：①地域実情を十分に考慮、一律取扱にせず
②市町村が最も適当と考える時期に解除
③同一市町村であっても段階的解除も可能

補足

- ・被曝要件は、定義上、避難指示解除準備区域ならば必ず充足しているはず
すると、定義上重要なのは居住制限区域
居住制限区域は 20mSv 以下になれば、まずは、解除準備区域に再編されるべき？
しかし、現実には、居住制限区域が一段階で避難指示解除される運用になっている
- ・社会要件は、なぜ必要なのかは不明ともいえる
インフラ・生活サービスが国土全域に整備するは、行政は保障してない
にもかかわらず、現実的な帰還可能性を保障する政策判断として、社会要件
しかし、避難指示解除は帰還命令ではないから、かりに避難指示を解除しても、インフラ・生活サービスが整っていないなくても、仕方がないという判断も有り得る
- ・協議が何を意味するのかは不明である
同意を要する協議？誠実な協議？協議を尽くす？ただのアリバイとしての協議？

②帰還困難区域

2016 年 8 月 31 日、原子力災害対策本部・復興推進会議

「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」

← 8 月 24 日、自民党・公明党「東日本大震災 復興加速化のための第 6 次提言」

基本的方針

- ① 5 年を目途に居住可能を目指す「復興拠点」を市町村の実情に応じて設定・整備
(事故後 10 年と言うこと)
- ②これに併せて、広域ネットワークを形成する主要道路を除染等整備
- ③市町村は復興拠点整備計画を県と協議して策定、国が当該計画を認定
- ④除染・インフラ整備を一体的に行う
- ⑤復興拠点等が概ね整備された段階で当該地区の避難指示解除
帰還困難区域全体では立入規制は継続
- ⑥所要の法整備・予算措置
- ⑦帰還困難区域を解除準備区域・居住制限区域への見直しはしない、風評被害対策
- ⑧復興拠点外地区の復興に向け、市町村が「帰還困難区域の今後の整備方針等の方向性を定めた全体構想」を策定したら、国はこれを踏まえる、③の計画を見直しできる
- ⑨解除準備区域・居住制限区域への住民帰還のためにも国は対策

検討課題

- ①帰還困難区域内に「復興拠点」を設定することが困難な市町村へ、国は柔軟に検討
- ②復興拠点整備は、公共事業的・集中的に、国が責任を持って前に進める
- ③ふるさとへの思いを持ちながら地元を離れて生活する住民に、避難先での生活再建

支援の強化を検討、必要な賠償制度等がすでに措置されていることに留意

(※要は、これ以上の支援をしたくないということ)

④里山再生モデル事業を将来的には帰還困難区域で実施することを検討する

③避難指示解除の進展

2016 年 4 月 1 日 田村市

2016 年 10 月 1 日 川内村

2015 年 9 月 5 日 檜葉町

2016 年 6 月 12 日 葛尾村

2016 年 6 月 14 日 川内村

2016 年 7 月 12 日 南相馬市

2017 年 3 月 31 日 飯舘村・川俣町(山木屋地区)・浪江町

2017 年 4 月 1 日 富岡町

(4)避難指示解除の実例～富岡町～

①経過

2015 年 6 月 富岡町復興計画(第 2 次)

「第 1 の道(=帰還)」「第 2 の道(=帰還しない=移住・転出)」「第 3 の道(=今は判断しない／できない)」を総括的には設定

しかし、「第 1 の道」を中心に、「早ければ平成 29 年 4 月の帰還開始」

2015 年 9 月 富岡町復興拠点整備計画「富岡再生発展アクションプラン」

(第 2 次復興計画の実施計画という位置づけ)

2015 年 9 月 1 日 第 1 回富岡町除染検証委員会

環境省が実施している除染事業の情報を収集精査し、効率的に空間線量率が低減しているか等について分析・検証する目的

有識者構成：福島大学特任教授(委員長・帰町検討委員会委員兼務)、東京大学准教授、電力中央研究所、原子力研究開発機構、科学技術振興機構

2015 年 11 月 11 日 第 1 回富岡町帰町検討委員会、帰町計画策定を目指す(都合 4 回)メンバー

委員長 商工会理事

住民 委員長、双葉地方医師会、社会福祉協議会、農業復興組合、教育委員

非住民：双葉地方町村会常務理事、双葉地方広域市町村県組合(富岡消防署長)

原子力研究開発機構、福島大学特任教授(2)

福島県庁、福島県警(双葉警察署)

*要はほとんど町外のメンバーからなる町の「客観的」判断をする委員会

2015 年 12 月 25 日 宮本町長が環境省に対して除染に関する「緊急要望」

12 月 22 日の富岡町除染検証委員会の提言を受け実施

同委員会が行った除染後の現地の調査やデータ分析の結果から、早急に対応が必要な
ものとして、「復興拠点内における除染未実施箇所の早期除染」「徹底した再除染」「帰
還困難区域の本格除染」「放射線に対する不安解消対策」「除染の長期目標である年間
1 mSv の堅持」の5項目

2016年3月 富岡町帰町計画(まち・ひと・しごと創生総合戦略)

2016年5月20日 富岡町除染検証委員会「中華報告書(第2回)」 「緊急要望」

2016年7月11日 富岡町帰町検討委員会「帰還に関する考慮要件の現状評価(第1回)」

2016年7月31日 8月6・7日 町政懇談会(品川区・いわき市・郡山市)

避難指示解除に関する議論

2016年10月4日 富岡町除染検証委員会「報告書」

2016年10月21日 富岡町帰町検討委員会「帰還に関する考慮要件の現状評価(第2回)」

2017年2月2日 富岡町帰町検討委員会「帰還に関する考慮要件の現状評価(第3回)」

2017年2月8日 町議会全員協議会

2017年2月17日 町議会全員協議会 前回全協での課題に対する国の回答

全協資料は、内閣府原子力災害現地対策本部・内閣府原子力被災者生活支援チーム「富
岡町の復興に向けた取組について」

本会の最後に町長は「町の一部の避難指示解除について判断したい」と発言

それを受けて議長は「町の判断を重く受け止める」との意向を示した

2017年3月6日 国・福島県・富岡町「富岡町の復興・再生に向けての確認書」

2017年3月10日 原子力災害対策本部長の指示

2017年3月、富岡町帰還困難区域再生ビジョン(骨子案)

2017年4月1日 「避難指示解除にあたっての町長メッセージ」

②判断内容の特徴

国の原子力災害対策本部が定めた解除条件(再掲)

- (1)被曝要件：年間積算線量 20mSv 以下になることが確実であることが確認された地域
＝避難指示解除準備区域、ということ
- (2)社会要件：①日常生活に必須なインフラが概ね復旧
②生活関連サービスが概ね復旧
③子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗
- (3)手続要件：県・市町村・住民との十分な協議

特徴

- 1)基本的には、国・県・富岡町の判断は、国の定めた枠組(解除基準)に拘束されている
参『帰町計画』(2016年3月)(p.10)

「避難指示解除は国が判断するものですが、政府はその要件として、「追加被ばく線量」、「生活環境の復旧」、「地元との協議」を挙げています。」

考慮条件は「安全の確保」「生活に必要な機能の回復」とする(pp. 13-18)

(国の被曝要件／社会要件を町で翻訳したもの)

解除条件それ自体は、指示・公示でもないが、解除条件(行政立法？行政規則？)に基づいて、国が一方的に指示・公示できる以上、自治体は受容せざるを得ない？

しかし、自治体が独自の解除基準を設定することは可能である

但し、自治体が独自解除基準で判断しても、国が異なる判断を強制指示できる指示について係争処理で争っても、基本的には無駄

2) 被曝要件は、避難指示解除準備区域に関しては、定義上、解除条件は必ず充足

除染・自然減衰の程度が問題となるのは、居住制限区域(20～50mSv 設定)

除染検証委員会の報告

除染は低減効果がある、除染同意・完了が重要、除線はほぼ進捗した

(3.8 μ Sv／時の測定結果は除線対称地域ではない、ということ)

3) 社会要件は極めて曖昧

そもそも、住民がどこに居住してよいかどうかは、インフラ・生活関連サービスの充足とは無関係ははず、その意味では、社会的要件は無意味

→帰町検討委員会の現状評価は、単に「〇〇をした」という業務記録に過ぎず特段の評価はなされていない(社会要件は評価基準の体をなしていないから)

子どもの生活環境への除染は、本来は、被曝要件に組み込まれるべき

4) 手続的には、町長同意が取られている、その意味では国・市町村間係争は有り得ない

手続要件的には町長同意は不要？

議会同意・決議はされていない

住民に対しては懇談会・説明会を開催しただけ、どの程度の実質的協議かは不明

参) 国・県・町確認書「富岡町の復興・再生に向けての確認書」(2017年3月6日付)

1. 国は、原子力政策を主体的に推進してきた責任の下、避難指示解除後も、政府一丸となって、町民の様々な不安に真摯に向き合うとともに、中長期にわたって、町の復興・再生に責任をもって取組んでいく

2. 国・県・町の協議の場を設け、進行管理・検証、取組に反映

5) 面的一律(一斉解除)

避難指示を对人的にではなく、地域的に理解する「避難指示区域」論

『帰町計画』(2016年3月)(p. 2 など)では、「一人ひとりの帰還判断に資する「帰還に関する考慮要件」を整理、適正に評価」とされているが、これは「客観的評価」とされ、結局は、一人ひとりに寄り添って個別に解除判断するのではなく、帰還希望者に寄り添って一律判断

しかし、避難指示に従わなくても何の制裁もないので、帰還希望者にはすでに寄り添

っている制度のほう？

「一人ひとり」とは、避難指示解除になっても「帰還を強制しない」という意味
当然の内容？市町村は住民に対して帰還＝居住を義務づけできるはずなし
住民票を職権消除しないという趣旨か？

③原子力災害対策本部決定

2017年3月10日、原子力災害対策本部決定「浪江町・富岡町にかかる避難指示区域の解除について」

パターン化された様式が存在

1. 避難指示解除要件を満たすことから、以下のとおり解除することを決定する。

①富岡町内の居住制限区域及び避難指示解除準備区域を解除する

②上記①の解除は平成29年4月1日午前0時に行う

＊上記の解除後の避難指示区域の概念図については、参考1参照

＊避難指示解除の要件については、参考2参照

2. 本決定を踏まえ、富岡町長に対し、別添の通り指示を行う。

④原災法第20条②指示

2017年3月10日、平成23(2011)年福島第一原子力発電所事故に係る

原子力災害対策本部長発富岡町長宛(写：福島県知事宛)「指示」

原災法第20条②に基づく指示(いわゆる「二重の指示」)

「避難指示解除の要件を満たすことから、平成29年4月1日午前0時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。」

＊法的拘束力はあるか？ →避難指示解除義務・周知義務？

＊「居住者等」とは誰か？

原災法第15条②Ⅲ「第1号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体(以下「居住者等」という。)」

居住制限区域・解除準備区域には居住者はいないので、住民ということか？

あるいは、対人的に避難指示を発出した相手方である居住者？

広く一般社会？(広く全国に転入・活動希望者もいるだろう)

区域内に空間的に踏み入れた人間・団体？

⑤原災法第15条②公示

第1号：緊急事態応急対策を実施すべき区域

別紙で規定

補足＝別紙規定公示は避難指示区域の解除後の状況を示す

＊なぜならば、別紙規定公示の地域が緊急事態応急対策を実施すべき区域であるとするならば、その区域に対する解除が、論理的にはできないから)

敢えて丁寧に公示するならば、解除前区域と解除後区域を双方別紙規定する必要

第2号：原子力緊急事態の概要

第3号：居住者等に対して周知させるべき事項

(1) 避難指示区域の解除

(2) その他の避難指示区域は別紙のとおり従前の区域が維持される

特徴

- ・「原子力緊急事態宣言」自体は継続
 - ＝「原子力緊急事態解除宣言」（原災法第 15 条④）の発出はなされない
 - ＝「原子力災害事後対策を実施すべき区域」が設定されない
- ・「緊急事態応急対策を実施すべき区域」の変更(縮小)が公示されるだけ
- ・結果として、「緊急事態応急対策を実施すべき区域」とは「避難指示区域」の同値
双葉町・大熊町を除けば、
「緊急事態応急対策を実施すべき区域」＝「避難指示区域」＝「帰還困難区域」
- ・従って、避難指示区域が解除されると、原災法第 15 条③および第 22 条②指示が適用されなくなる？＝自治権の回復？
(なお、「原子力災害事後対策を実施すべき区域」が設定されていると、原災法第 22 条指示が適用される)

おわりに

複雑すぎてよく分からない

避難指示区域が解除されると自治権が回復されるかと言えば、実は、そうではない
福島復興再生特別措置法に基づく「避難解除区域」に組み込まれる

復興再生計画策定権限が、国に吸い上げられ、県・市町村は意見申出権限に限定される
但し、「避難解除区域」になることで、国からの指示権限が継続するわけではない？

【参考】

福島復興再生特別措置法

第 4 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

四 避難解除区域 原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第 15 条第 3 項 又は第 20 条第 2 項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第 17 条第 1 項に規定する原子力災害対策本部長をいう。次号において同じ。）が福島の市町村長又は福島県知事に対して行った次に掲げる指示（以下「避難指示」という。）の対象となった区域のうち当該避難指示が全て解除された区域をいう。

イ 原子力災害対策特別措置法第 27 条の 6 第 1 項 又は同法第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第 63 条第 1 項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示

ロ 住民に対し避難のための立退きを求める指示を行うことの指示

ハ 住民に対し居住及び事業活動の制限を求める指示を行うことの指示

ニ 住民に対し緊急時の避難のための立退き又は屋内への退避の準備を行うことを求める指示を行うことの指示

ホ イからニまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める指示

五 避難解除等区域 避難解除区域及び現に避難指示の対象となっている区域のうち原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が福島市の町村長又は福島県知事に対して行った指示において近く当該避難指示が全て解除される見込みであるとされた区域をいう。

第7条

① **内閣総理大臣**は、福島復興再生基本方針に即して、福島県知事の申出に基づき、避難解除等区域の復興及び再生を推進するための計画（以下「避難解除等区域復興再生計画」という。）を定めるものとする。

② 避難解除等区域復興再生計画には、次に掲げる事項（第三号から第五号までに掲げる事項にあつては、過去に避難指示の対象となつたことがない区域にわたるもの及び現に避難指示（第4条第四号イに掲げる指示であるものを除く。）の対象となっている区域（同条第五号に規定する近く避難指示が全て解除される見込みであるとされた区域を除く。）におけるものであつて、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要と認められるものを含む。）を定めるものとする。

一 避難解除等区域復興再生計画の意義及び目標

二 避難解除等区域復興再生計画の期間

三 産業の復興及び再生に関する事項

四 道路、港湾、海岸その他の公共施設の整備に関する事項

五 生活環境の整備に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、将来的な住民の帰還を目指す区域における避難指示の解除後の当該区域の復興及び再生に向けた準備のための取組その他避難解除等区域の復興及び再生に関し特に必要な事項

③ **内閣総理大臣**は、避難解除等区域復興再生計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、福島県知事の意見を聴かなければならない。

④ **福島県知事**は、第1項の申出をし、又は前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、避難解除等区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴かなければならない。

⑤ **内閣総理大臣**は、避難解除等区域復興再生計画を定めたときは、遅滞なく、これを福島県知事に通知しなければならない。

⑥ **内閣総理大臣**は、避難解除等区域の変更その他情勢の推移により必要が生じたときは、福島県知事の申出に基づき、避難解除等区域復興再生計画を変更するものとする。

⑦ 第3項から第5項までの規定は、前項の規定による避難解除等区域復興再生計画の変更について準用する。

【参考資料】

○2011年8月4日、原子力安全委員会「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故における緊急防護措置の解除に関する考え方について」

○2011年12月26日、原子力災害対策本部「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」

- 2013 年 3 月、「年間 20 ミリシーベルトの基準について」（文責者不明、経産省 HP 掲載）
- 2013 年 7 月 26 日、原子力災害現地対策本部原子力災害生活支援チーム「「ふるさとへの帰還に向けた準備のための福泊」について」
- 2013 年 10 月、内閣府原子力被災者生活支援チーム「避難指示区域の見直しについて」
- 2013 年 12 月 20 日、原子力災害対策本部・閣議決定「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」
- 2015 年 6 月 12 日、原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム「「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂のポイント」
- 2015 年 6 月 12 日、原子力災害対策本部「「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂」
- 2016 年 6 月 17 日、原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム「「ふるさと帰還に先立つ長期の宿泊」について」
- 2016 年 8 月 31 日、原子力災害対策本部・復興推進会議「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」
- 2017 年 2 月、内閣府原子力災害現地対策本部・内閣府原子力被災者生活支援チーム「富岡町の復興に向けた取組について」
- 2017 年 3 月 10 日、原子力災害対策本部「浪江町・富岡町にかかる避難指示区域の解除について」

【参考文献】

佐藤宗平・山本一也『我が国の新たな原子力災害対策の基本的な考え方について』
 （JAEA-Review 2013-15）、日本原子力研究開発機構、2013 年
 防災行政研究会『逐条解説 災害対策基本法[第 3 次改訂版]』ぎょうせい、2016 年

【了】